

# 鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化 事業費補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (4月30日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
速やかに下記問い合わせ先に御相談ください。

## 4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

## 5. 実績報告書提出 (翌年度の4月20日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

必要に応じて概算払をしますので下記問合せ先に御相談ください。